

●香川県告示第250号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を平成19年4月1日次のとおり指定した。

平成19年4月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

障害の種類	診療科目	医師の氏名	所属病院又は 診療所の名称	所在地
肢体不自由	神経内科	小野志磨人	医療法人社団丸亀おのク リニック	丸亀市新町2-13
肢体不自由	外科、整形 外科	藤田博茂	医療法人社団ふじた医院	善通寺市上吉田町4-5- 1
肢体不自由	整形外科	岩本末治	医療法人社団英迎会そが わ医院	三豊市豊中町下高野1091
肢体不自由	神経内科	浦井由光	国立大学法人香川大学医 学部附属病院	木田郡三木町池戸1750-1
肢体不自由	整形外科	高尾 努	医療法人社団たかお整形 外科医院	仲多度郡まんのう町四条 678
心臓	循環器科	渡邊 謙	労働者健康福祉機構香川 労災病院	丸亀市城東町3-3-1
心臓	内科	田中哲也	香川県厚生農業協同組合 連合会滝宮総合病院	綾歌郡綾川町滝宮486
呼吸器	内科	藤田周一郎	医療法人社団素耕会富士 クリニック	観音寺市観音寺町甲3002
肢体不自由、 じん臓	外科	大西敏行	医療法人社団みとし会ク ニタクリニック	観音寺市柞田町甲1888-1
肢体不自由、 じん臓	内科	久保文芳	内海病院	小豆郡小豆島町片城甲44- 95